

官報 号外

平成二十七年六月十二日

○第百八十九回 参議院會議 録第二十六号

平成二十七年六月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十六号

平成二十七年六月十二日

午前十時開議

第一 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。環境大臣望月義夫君。

〔國務大臣望月義夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(望月義夫君) ただいま議題となりま

平成二十七年六月十二日 参議院會議録第二十六号

議事日程追加の件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第であります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、平時の備えを中心としつつ、通常起こり得る規模の災害対応も含めた廃棄物処理における災害対策の強化についてであります。

まず、災害時においても適正かつ円滑、迅速な廃棄物処理を図るとの基本理念を明確にするとともに、国、地方公共団体、事業者等、災害時の廃棄物処理に関わる者の連携協力の責務を明確にした上で、その担保として、国が策定する基本方針等の規定事項として、災害に向けた備えを追加することとしております。

また、通常規模の災害が発生したときの円滑、迅速な廃棄物処理に向けて、災害廃棄物の処分に係る仮設処理施設の設置手続を簡略化するなど、所要の措置を講ずるものであります。

第二に、大規模災害時の廃棄物処理対策の強化についてであります。

大規模災害が発生したときには、通常規模の災害への対策に加えて、政令による指定を受けて、環境大臣が、当該災害により生じた廃棄物について処理に関する基本的な指針を策定することとしております。

加えて、以上の措置及び既存の特例措置によってもなお不十分であるときは、環境大臣が、一定の要件の下、被災地域にある市町村の長からの要請を受け、当該市町村における災害廃棄物の処理を自ら代行することができることとしております。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高橋克法君。

〔高橋克法君登壇、拍手〕

○高橋克法君 自由民主党の高橋克法です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま

ま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案について、望月環境大臣に質問をいたします。

今回の法案は、非常災害により生じた廃棄物の処理について、平時から実際に災害が発生したときの対応まで、切れ目のない対策を講ずることを目的としています。

そこで、まずお伺いしたいのは、本法案で言う非常災害とは、どの程度の災害を想定しているのかという点です。過去の事例に照らせば、東日本大震災が該当するのは当然として、ほかにどのような災害が当てはまるのでしょうか。つまり、本法案に定める非常災害時の措置は、どのような災害であれば発動をされるのでしょうか。

自治体や事業者にとつて、本法案がどの程度の災害を想定しているのかによつて、それを受けた対策も変わってくるはずですが、また、この点について各自自治体がそれぞれに共通認識がなければ、それぞれの対策にも整合性が取れなくなります。非常災害の定義について具体例をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大臣の見解をお伺いいたします。

次に、平時からの取組について伺います。

非常災害時には、施設の損壊や対応できる人員の不足などにより、平時よりも限定された能力で廃棄物処理を行うことが強いられると思います。したがって、平時に全く余裕がないような状態では、災害時に処理がパンクしてしまうのは明らかです。災害時を見越して、平時から十分な人員体制の整備、施設の処理容量の強化、耐震化や老朽化対策、周辺交通路の整備など、廃棄物処理システム全体の強靱化を図っておく必要があると考えます。

こうした対策の重要性については、本年二月に環境省が公表した巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームにおいても述べられています。平時からの廃棄物処理システムの強靱化について、地方自治体が行うべき施策とそのための国

の支援策をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、民間事業者との連携体制について伺います。

災害廃棄物の処理に当たっては、処理業者を始め、建設業者や解体業者、運搬業者など、様々な事業者の協力が必要です。また、広い土地を持っている事業者には廃棄物の一時保管に協力をお願いする場面も出てくるかもしれません。

こうした民間事業者との協力体制について、本法案では、非常災害時における連携及び協力の確保という規定が設けられています。また、環境省では、平時からの取組として、民間事業者も含む地域ブロック協議会を立ち上げて情報交換や協議を行っていると同っております。

これらについて、具体的には、どの範囲の民間事業者を対象として、どのような連携体制を構築しようとしているのか、政府の方針をお聞かせください。

最後に、市町村に対する財政支援の在り方について伺います。

本法案では、市町村が行う指定災害廃棄物の収集、運搬、処分について、国が代行できることを定めるとともに、市町村が負担する費用について財政上の措置を講ずるよう努めることが規定されています。東日本大震災で明らかになったように、大規模災害時には廃棄物の処理ができなければ復旧・復興が始まりません。国が自治体に対してどのような財政支援を行うのか、可能な限り事前に表明しておくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。大臣の見解を伺います。

東日本大震災のとき、震度六強、住宅被害三千四百三十四棟、災害廃棄物の量二万一千七百トンでありました栃木県高根沢町の町長の職にあった者として、災害時に政府の適切なバックアップがあれば市町村は自らの力を発揮できると思っております。万全の対策を講じていただくことをお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣望月義夫君登壇 拍手)

○国務大臣(望月義夫君) それでは、お答えさせていただきます。

本法案で新たに規定した特例措置が適用される非常災害の定義及び具体例についてお尋ねがありました。

まず、非常災害の定義につきましては、従来から、廃棄物処理法について定義なしに非常災害という用語を使用しているところであり、法案は、個々の災害の規模及び被災自治体の廃棄物の処理能力に応じて特例措置を柔軟に活用するとの観点から、従来の法律上の文言の言い方を踏襲することとしたものであります。

具体的に想定する災害の規模については、例えば、平成二十六年の広島土砂災害や平成二十五年の大島土砂災害のような、被災地域における既存の処理体制では対応できない規模の災害を想定しております。

法案にある非常災害時の特例措置は、被災した都道府県知事又は政令で指定した市長が必要と認めた場合に適用できるものです。国としては、地域ブロック協議会の場等を通じて、平時から関係者がその地域で想定される災害やその被害状況等について共通の認識を醸成できるよう促している考えです。

廃棄物処理システムの強靱化の推進に当たっての地方自治体が行うべき施策と、そのための国の支援策についてお尋ねがありました。

強靱な廃棄物処理システムの構築に関して、地方自治体が行うべき施設整備面や体制整備面の対策として、計画的な廃棄物処理施設の更新と耐震化、地域の災害廃棄物処理の拠点となる廃棄物処理施設の整備、各自自治体における災害廃棄物処理計画の策定、地域ブロック協議会等広域的な処理体制の構築等を進めております。

具体的な施設整備については、施設そのものの耐震化に加え、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理を実施できることが重要で

す。このため、地方自治体が広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設の整備を進めるため、平成二十六年補正予算及び平成二十七年当初予算に、大規模災害時の廃棄物処理システムの強靱化という新たな柱を設け、市町村が行う一般廃棄物処理施設整備への支援を充実させたところであります。今後とも一層重点的に支援してまいります。

また、体制整備については、全国八か所に設置した地域ブロック協議会を通じて、国が主導的な役割を果たしつつ、専門家の派遣等により計画策定を支援するとともに、市町村や都道府県を始めとした関係者が綿密に連携できるよう、地域の実情に応じた協議を通じて広域的な連携協力体制の強化を図るなどの取組を支援してまいります。

るなどにより、国としても連携体制を強靱かつ実効性の高いものとしてまいります。

大規模災害時における自治体に対する財政支援の在り方についてお尋ねがありました。

大規模災害時に廃棄物の処理ができなければ復興・復旧が始まらないというのは御指摘のとおりであります。東日本大震災の教訓を踏まえて本法案を提出した次第であります。

国が代行処理を行う場合、収集、運搬、処分に必要な費用は一時的に国が負担することとしているため、財政上の問題で災害廃棄物の処理が滞ることはないものと考えております。また、被災地域が自ら災害廃棄物を処理する場合であっても、被災地域への財政支援は極めて重要な課題であると考えております。

東日本大震災の教訓を踏まえれば、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うためには、分別、再生利用の徹底、再生資材の利用先の確保等が重要であることから、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者はもとより、解体業者、運送業者等、廃棄物の収集、運搬及び処分への協力が期待される事業者、さらには、セメント製造事業者や発電事業者等、災害廃棄物の資材として利用や燃料としての利用に参加し得る事業者など、幅広い業種の民間事業者に連携協力してもらうことが重要だと考えております。

○議長(山崎正昭君) 長浜博行君。

(長浜博行君登壇 拍手)

○長浜博行君 民主党・新緑風会の長浜博行でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案について、望月環境大臣に質問いたします。

梅雨前線の影響で、九州地方では大雨による被害が出ています。まず冒頭、地球温暖化による異常気象、地震、火山噴火等で被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い自然現象の鎮静化、復旧を願つてやみません。

百年に一度の災害という表現もありますが、関東大震災が発生して九十二年経過します。一九九五年の阪神・淡路大震災、長年慣れ親しんだ自宅や会社、買物に行く近所の商店街など、ある意味で日常生活の全てが地震による崩壊や火災で瓦れきの山に姿を消してしまいました。同僚議員とともに現地に支援物資を届けたことをつい昨日のように思い出します。

二〇一一年の東日本大震災からの復興事業は、四年三か月が経過した今日も続いています。二〇一三年十二月、政府の中央防災会議が、三十年以内に七〇%の確率で発生するとされているマグニチュード七クラスの都心南部直下地震の被害想定を発表しました。想定される災害廃棄物は九千八百万トンと聞いております。

災害は忘れた頃にやってくるとも言われますが、忘れるどころではありません。先月を振り返れば、五月五日、ゴールデンウィークの観光客でにぎわう箱根では、三回の地震に続き、六日、箱根山が噴火警戒レベル二、火口周辺規制に引き上げられました。なお、浅間山も昨日、噴火警戒レベル二に引き上げられております。二十五日は、震源が埼玉県北部でマグニチュード五・五、茨城県土浦市で震度五弱の地震が発生、決算委員会が開かれておりましたので、審議中に気付かれた方もおられたと思います。二十九日には、口永良部島で爆発的噴火が起き、噴火警戒レベル五、避難となりました。翌三十日には、小笠原諸島西方沖で、震源の深さ六百八十二キロメートル、マグニチュード八・一という大きな地震が発生し、神奈川県内で震度五強を記録しました。今月に入っても、全国各地で地震が起きていることは御承知のとおりです。

また、政府と損害保険各社は、南海トラフなど巨大地震の最新リスク評価を勘案して、全国平均で地震保険料を一九%引き上げるようです。なお、御承知のように、地震保険の料率は昨年七月

に既に一五・五%アップしていますので、官民挙げて大震災発生へのリスクに備える現実味が増してきているとも言えなくもありません。

そこで、平時から災害に備えることはもちろん大切なことですが、不可避的な災害により発生してしまった廃棄物に円滑かつ迅速に対応できるかどうかは復興のキーポイントであるという共通認識の下に、幾つかお尋ねいたします。

まず初めに、環境省の今後の対応として、大きな位置付けが与えられている地域ブロック協議会に關して伺います。

環境省の説明によれば、地方環境事務所を中心として、地域ブロック単位で災害廃棄物の処理に係る行動計画を策定し、平時からの協力、協議する場として設置することであり、これらの措置は、改正案で追加される関係者の連携協力を求める規定などを踏まえていると考えられます。

しかし、地域ブロックが様々な準備や検討の単位として期待されていることが直接的に条文で規定されているわけではございません。地域ブロック協議会が地域における協力の軸となり有効に機能することを担保するためには、直接的に法律に規定した方が確実ではないかと思いますが、なぜそのような規定としないのか、理由を伺います。

改正案は、災害廃棄物処理に関する事前の備えが不十分であるとの前提に立つものであります。その一例として、各地方自治体が定める災害廃棄物処理計画の策定が三割程度にとどまっていることが指摘できます。東日本大震災後に策定した地方自治体や検討中の地方自治体も多いとすれば、以前は更に策定率が低かったということになります。このように、策定が思うように進まなかった理由をどのように考えておられるのか、伺います。

また、首都圏の一都三県の市町村については、予想される直下地震を念頭に一〇〇%に近づける

どの目標が決められているようであり、国全体としては、どのような目標を持って災害廃棄物処理計画の策定を進めていこうとしているのか、伺います。

次に、より具体的な課題を伺います。

大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物処理を円滑に行うためには、速やかに災害廃棄物の発生量を推計すること、あらかじめ仮置場を確保しておくことが不可欠となります。しかし、災害発生直後は、得られる情報は限られており、また、時間の経過とともに変化していきます。そうした中で被災自治体は、災害廃棄物発生量について、とにかくまず推計を行わなければなりません。そして、時間の推移とともに、より多くの情報を取捨選択しながら推計を見直していく必要があります。

このような各段階における推計方法について、それぞれ最も望ましい方法について事前に国から自治体に対して示されている必要があると思いますが、国としてはどのように対応しているのか、伺います。

また、この問題と密接に関係するのが仮置場の確保です。東日本大震災では、災害廃棄物の仮置場の確保が難航しました。環境省が策定した災害廃棄物対策指針では、平時における仮置場の必要面積の算定や候補地の選定を求めています。一方、被災自治体からは、農地を仮置場を使用することの問題点も指摘されました。そもそも、仮置場とすることができるところというのは、避難所や仮設住宅にも使用可能な場所が多く、それらと競合する可能性も指摘されております。

様々な課題がある中で、災害時に向けた事前の備えとして、余裕を持った仮置場の確保は重要であります。昨年二月に実施したアンケート調査による自治体の状況を伺うとともに、環境省としてはどのように確保していくつもりなのか、御説明をください。

次に、災害発生時の特例措置などについて伺います。

今回、廃棄物処理法の改正で追加される特例措置は、東日本大震災でとられたもろもろの特例措置を踏まえて、あらかじめ備えておくことは定めておくことだと思えますが、多くの特例が考えられる中で、特に本改正案に規定することとした理由を伺います。

また、東日本大震災時に政省令により措置された様々な特例について、今後の災害で同様な特例があり得るのかについてあらかじめ整理して示しておくことは、各自治体の災害時における機動性を高める観点から重要だと思いますが、認識を伺います。

なお、今回とられた措置のうちで、再委託については、更に一定の条件の下で再々委託まで認めるべきだとの要望もあるようであり、これを認めないとする理由も併せて伺います。

次に、災害対策基本法改正の規定について伺います。

元々、災害対策基本法の廃棄物処理の特例は、平成二十五年の同法の改正により規定されたところであり、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、政令により指定があつた場合には、地域を限つて特例的な廃棄物処理基準などを定めることができることとしております。改正案では、特例を増やして、一定の場合に国による廃棄物処理の代行処理を可能とする規定が追加されるわけですが、あわせて、政令により指定された災害においては、国による代行処理が実施されない場合であっても、国が災害廃棄物処理の指針を定めることとなります。

関係者の役割分担などを定めることとありますけれども、東日本大震災後に策定されたマスタープランと比較して、策定期間や内容などはどのようなものを想定をされているか、伺います。

改正案で規定されている代行処理の要件は、市町村長からの要請を前提としている点で、東日本大震災直後に制定された東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法と同様と言えます。特措法による代行処理は、結局、四市町において実施されたわけですが、発災時に制度があればもっと多くの代行処理の要請がなされた可能性もあります。

確かに、市町村長からの要請を受けて代行処理をするという考え方は、一般廃棄物の処理が市町村の責務であるから当然であると言えは当然であると言えるかもしれません。しかし、大規模災害時には、国の責任で、国の判断の下に、要請を待たずに代行を始める必要が生じる可能性もあります。都道府県との役割分担もあると思いますが、市町村による要請が何らかの理由で遅れたとき、又は遅れそうなどときの対応は改正案で万全と言えるでしょうか。今回、特措法の考え方を踏襲することとした理由を伺います。

あわせて、代行処理に係る自治体の費用負担の問題について伺います。

東日本大震災における代行処理では、特措法の規定を根拠として、処理費用を国が実質的に全額負担するという仕組みがつけられました。この費用負担について、改正案では、特措法の規定とは異なり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとするにとどまっております。国の費用負担についてどのように考えているのか、認識を伺います。

最後に、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関して伺います。

東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が広域にわたって拡散し、各地で放射性物質に汚染された廃棄物が大量に発生しました。この問題は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質

による環境の汚染への対処に関する特別措置法を制定して、国の責任により必要な措置が講じられることとなりましたが、事故から四年余りが経過した今日においても、放射性物質に対する住民の不安が大きく、当該廃棄物の長期管理施設等が確保できておりません。

政府の巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会においても、委員からこの点について指摘があったと聞いておりますが、本改正案において、放射性物質により汚染された災害廃棄物への対応を対象としなかった理由を御説明願います。

大きな自然災害が起らないことを祈りつつ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣望月義夫君登壇、拍手)

○国務大臣(望月義夫君) 地域ブロック協議会の取組を法律に規定しない理由についてお尋ねがありました。

地域ブロック協議会は、地方環境事務所が中心となつて、地方自治体や地域の民間事業者、専門家などが参画する地域の災害廃棄物対策について、共に考え、協力をしていくための場でございます。この協議会は、事前の対策と災害発生後の対処方法の両方について、関係者が役割分担を明確にし、連携協力して取り組んでいくための軸として有効に機能していくことを期待をしているわけでありです。

この協議会の趣旨を踏まえれば、発生した廃棄物の種類や量に応じて円滑かつ迅速に対応するためには、あらかじめ法律によつて協議会の役割、目的を限定し、あるいは、会に参画する者の地理的範囲を限定するのではなく、各自治体レベル、地域ブロックレベル、さらには複数の地域ブロック間レベルという重層的なレベルでの協力関係が柔軟に築かれるようにしておくことが重要であります。このため、地域ブロック協議会においては

法定しないことが適当と考えたものであります。自治体における災害廃棄物処理計画が進んでいない理由についてお尋ねがありました。

自治体の多くは、災害廃棄物処理計画の策定の必要性を認識していても、作成に当たる職員を確保できない、作成に必要な専門的な知識や経験がないといった課題を抱えているため、策定が思うように進められない状況にあるものと考えております。

このため、国としては、専門家の派遣に加え、災害廃棄物処理を経験したことのある自治体の職員等をリスト化しておき、支援が必要な自治体に対し当該人材を派遣し、災害廃棄物処理の計画策定を支援できる人材ネットワークの構築を進めることとしております。

災害廃棄物処理計画の策定の進め方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、国としては、平成二十七年三月に閣議決定された首都直下地震緊急対策推進基本計画において、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県等の全市町村については、平成三十七年度に災害廃棄物処理計画の策定率を一〇〇％に近づけることを目指すこととしております。また、他の地域におきましても、国土強靱化基本計画に基づき作成された国土強靱化アクションプラン二〇一四において、災害廃棄物の処理計画の策定率を全市町村について平成三十五年度までに八〇％まで引き上げることとしております。

これら計画に定めた目標を達成すべく、国としては、都道府県廃棄物処理計画において、災害対応について本法案で新たに規定することを踏まえ、その実施を促すとともに、全国八か所の地域ブロック協議会において、自治体に対して災害廃棄物処理計画の策定の必要性を適切に説明し、さらに、策定のための分かりやすい指針を示し、専門家を派遣することにより自治体における処理計画策定を支援することとしております。

災害廃棄物発生量の推計方法についてお尋ねがありました。

災害廃棄物発生量の推計は、将来の災害廃棄物対策に向けた処理計画を策定する上で、また発災直後に迅速に災害廃棄物の処理を進める上でも非常に重要であります。

そのため、平成二十五年から、有識者会議において東日本大震災の教訓を踏まえた発生量推計に必要な係数を確定し、推計方法を具体化したところとです。今年度はさらに、時間の経過に伴う木くずの腐敗等による廃棄物の質の変化等を考慮し、かつ自治体が活用しやすい推計方法を確立すべく検討を進めてまいりる考えであります。

仮置場の確保に係る自治体の状況と対策についてお尋ねがありました。

昨年二月にまとめたアンケート調査の結果では、約三割の自治体において仮置場の候補地を選定しているとの回答をいただきました。災害廃棄物処理においては仮置場を迅速に確保することが極めて重要であることから、環境省としても、国が所有する公有地の情報について、地域ブロック協議会を通じて都道府県や市町村に情報提供などを行い、各自治体における仮置場の確保を促してまいりる考えであります。

本法案で措置した特例についてお尋ねがありました。

法案に規定する特別措置の考え方につきましては、東日本大震災時に措置した特例だけではなく、そのほかにも必要な特別措置はないか、専門家や関係自治体等が参画する検討会での議論や、東京都への個別のヒアリング、東日本大震災当時の被災自治体からの要望等を踏まえ、検討いたしました。

その結果、法律における特別措置として、東日本大震災時に措置した国により代行措置に加え、廃棄物処理施設の新設及び既存施設の活用に係る手続の簡素化について新たに規定することとしたものであります。

なお、東日本大震災時に措置した特例であつて、今回の法案において規定しなかつた特例措置としては財政支援に係る措置がありますが、これについては、発生後に確定的な措置を講ずるものであるため、発生前からあらかじめ特例措置を整備する今回の法案においては規定しておりません。

今後の災害に備え、東日本大震災時に政省令により措置された特例と同様の特例をあらかじめ整理しておくことについてお尋ねがありました。

お尋ねの点は極めて重要であると考えており、今回の法改正に係る一連の災害廃棄物対策におきましては同様の考えに沿った作業を進めております。

具体的には、東日本大震災時に政省令等により行つた特例的な措置につきましては、これらの政省令等を総点検し、今後の災害にも措置することが必要なものにつきまして、本法案と時期を合わせて政省令を改正、施行する準備を進めております。

災害廃棄物の処理の再々委託を認めない理由についてお尋ねがありました。

災害廃棄物処理の再委託につきましては、東日本大震災時に行つた特例のうち、今回の法改正と併せて整理する必要がある特例として、政令改正により対応することとしております。

他方、再々委託につきましては、一部の業界からこれを認めるべきではないかとの御指摘があることは承知しておりますが、一般廃棄物の処理については、本来は市町村が処理業者と直接委託契約を結び、処理が確実に行われるよう指導監督をすることが原則であります。再々委託を可能にする、市町村の責任を不明確にし、不適正処理につながるおそれがあること、東日本大震災の例に鑑みても、再委託までの特例で適切に対応できると見込まれることから、再々委託については認めないことといたしました。

国が大規模災害の発生後に策定する処理指針についてお尋ねがありました。

まず、策定期間につきましては、東日本大震災には、発生から約二か月後にマスタープランを策定いたしました。他方、本法案に基づいて新たに規定した処理指針については、東日本大震災の際に要した期間の半分である、おおむね一か月以内に策定することを想定し、あらかじめその準備を進めておくこととしております。

また、内容につきましては、現在、有識者会議において議論をしていただいているところでございますが、東日本大震災後に策定したマスタープランの内容を基にしつつ、更に詳細な内容、具体的に、その災害により生じた廃棄物についての要処理量の試算結果、被災地域の特性を踏まえた廃棄物の種類別の具体的な処理方法、広域処理や国による代行処理、災害対策基本法に基づく特例的な措置や財政措置の方針などを盛り込む予定であります。

国による代行処理の考え方についてお尋ねがありました。

これにつきましては、国による代行処理は、あらかじめ定めた関係者の役割分担に基づき、被災市町村以外の周辺市町村による処理や事務委託を受けた都道府県による処理を補完するものとして想定されること、また、国においては、自治体における処理が円滑に進められるよう、廃棄物処理基準を緩和した上で、被災地域に対し環境省職員や専門家を派遣し、都道府県間の調整や、処理を支援するための民間団体との調整等の被災地域の実情に応じた支援を積極的に行うこととしておることを等々を総合的に判断して代行処理の要件を定めたものであります。このことは、東日本大震災後に整備した特別措置法の考え方と異なることはなから、今回の法案についても同様の要件といたしました。

他方、大規模災害時には、発生直後に国自ら被災地域全体について災害廃棄物の要処理量を衛星写真等によつて把握することとしており、被災自治体からの要請を待たずに、必要に応じて国による代行処理の準備を進めることとしております。このように、発生時には必要に応じ迅速な対応を行えるよう努めてまいります。

国が災害廃棄物の処理を代行するときの費用負担についてお尋ねがありました。

大規模災害発生時には、莫大な災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、政府全体で支援していくことが重要であります。実際に、東日本大震災においては、社会的、経済的影響が極めて大きな災害であつたことから、財政支援のための特別法が制定され、実質的に全額国庫負担としたところであります。

本法案において、災害対策基本法の中に大規模災害発生時の災害廃棄物対策を明確に位置付けたことによつて、これまで以上に政府全体で行う財政支援の対象であることが明確になったと考えております。環境省としても、地方自治体の不安を払拭するためにも、将来、大規模災害が生じた場合には必要な財政支援に努めてまいります。

本法案において放射性物質により汚染された災害廃棄物への対応を規定しない理由についてお尋ねがありました。

今般の法改正は、東日本大震災によつて生じた災害廃棄物の処理が、福島県の一部地域を除き昨年三月末までに完了したことから、その経験、知見に基づき、制度的な観点から今後必要となる対応について検討を行つてきたことを受けたものであり、放射性物質に汚染された廃棄物を対象とするものではありません。

他方、東京電力福島第一原子力発電所の事故によつて生じた放射性物質により汚染された廃棄物は、いまだ処理の途上にあり、次に同様の事故が起きた際の対応については、現在行っている処理の結果を見極める必要があるため、まずはその処理を完遂することが重要と考えておるところでございます。(拍手)

〇議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

〇議長(山崎正昭君) 日程第一 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

日程第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(島尻安伊子君登壇、拍手)

〇島尻安伊子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案はいずれも水銀に関する水俣条約の確な実施を確保するための国内法整備を行うことを目的とするものであります。

まず、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案は、水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、水銀排出施設に係る届出制度を創設することにも、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君
議員 吉良よし子君
竹谷とし子君
吉田 忠智君
佐々木さやか君
福島みずほ君
杉 久武君
田村 智子君
秋野 公造君
平木 大作君
江島 潔君
大門美紀史君
谷合 正明君
藤川 政人君
三原じゅん子君
小池 晃君
山本 博司君
藤井 基之君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
衛藤 晟一君
長谷川 岳君
吉川ゆうみ君
山下 雄平君
渡邊 美樹君
三宅 伸吾君
舞立 昇治君
馬場 成志君
井原 巧君
石田 昌宏君
大野 泰正君
古賀友一郎君

中西 祐介君
磯崎 仁彦君
石井 浩郎君
山田 俊男君
小泉 昭男君
岡田 直樹君
野村 哲郎君
末松 信介君
有村 治子君
林 芳正君
金子原二郎君
鶴保 庸介君
岩城 光英君
岩井 茂樹君
糸数 慶子君
阿達 雅志君
荒井 広幸君
谷 亮子君
二之湯武史君
中泉 松司君
堂故 茂君
上月 良祐君
島田 三郎君
高野光二郎君
滝沢 求君
丸山 和也君
森 まさこ君
西田 昌司君
石井みどり君
松山 政司君
山本 順三君
松下 新平君
片山さつき君
柳本 卓治君
武見 敬三君
橋本 聖子君
木村 義雄君

鴻池 祥肇君
磯崎 哲史君
安井美沙子君
小西 洋之君
大野 元裕君
柘植 芳文君
徳永 エリ君
難波 奨二君
滝波 宏文君
金子 洋一君
牧山ひろえ君
相原久美子君
福岡 資麿君
藤末 健三君
大久保 勉君
足立 信也君
島尻安伊子君
芝 博一君
藤田 幸久君
那谷屋正義君
尾辻 秀久君
神本美恵子君
羽田雄一郎君
榛葉賀津也君
渡辺美知太郎君
清水 貴之君
薬師寺みちよ君
山口 和之君
有田 芳生君
中西 健治君
藤巻 健史君
大島九州男君
水野 賢一君
儀間 光男君
岡 俊一君
江口 克彦君
松田 公太君

森本 真治君
石上 俊雄君
浜野 喜史君
石橋 通宏君
西村まさみ君
斎藤 嘉隆君
田城 郁君
江崎 孝君
野田 国義君
吉川 沙織君
風間 直樹君
林 久美子君
広田 一君
尾立 源幸君
白 眞勲君
藤本 祐司君
佐藤 信秋君
柳澤 光美君
大塚 耕平君
山東 昭子君
中曾根弘文君
田中 直紀君
郡司 彰君
和田 政宗君
田中 茂君
松沢 成文君
行田 邦子君
東 徹君
浜田 和幸君
井上 義行君
蓮 舫君
中野 正志君
山田 太郎君
柴田 巧君
津田弥太郎君
中山 恭子君
アントニオ猪木君

題とし、水銀等の輸出入管理の厳格化、水銀使用製品に関する情報を消費者に提供する必要性、水銀廃棄物の適正な回収、処理の在り方、水銀の大気排出抑制のための具体的な取組等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百三十四

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

平成二十七年六月十二日 参議院會議録第二十六号 議長の報告事項

眞山 勇二君 川田 龍平君 小見山幸治君 増子 輝彦君 櫻井 充君 小川 敏夫君 長浜 博行君 小野 次郎君 室井 邦彦君 前川 清成君 加藤 敏幸君 小川 勝也君 直嶋 正行君 北澤 俊美君 柳田 稔君 前田 武志君 江田 五月君 寺田 典城君 片山虎之助君	国務大臣 環境 大臣 望月 義夫君 副大臣 環境 副大臣 小里 泰弘君	議長の報告事項 一昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 岸 宏一君 補欠 島村 大君 世耕 弘成君 補欠 芳文君 総務委員 石井 正弘君 補欠 宇都 隆史君 石井 芳文君 補欠 世耕 弘成君 外交防衛委員 宇都 隆史君 補欠 石井 正弘君 大野 泰正君 補欠 末松 信介君 西村まさみ君 補欠 福山 哲郎君 財政金融委員 福山 哲郎君 補欠 磯崎 哲史君	
厚生労働委員 島村 大君 補欠 岸 宏一君 磯崎 哲史君 西村まさみ君 国土交通委員 末松 信介君 補欠 大野 泰正君 環境委員 山谷えり子君 補欠 山田 修路君 国会法第四十二 条第二項ただし 書の規定によるもの 国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	行政監視委員 山田 修路君 補欠 山谷えり子君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 滝波 宏文君 補欠 福岡 資麿君 宮本 周司君 森屋 宏君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際経済・外交に関する調査会委員 大沼みずほ君 補欠 羽生田 俊君 石上 俊雄君 牧山ひろえ君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号) 内閣委員会に付託 特許法条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号) 商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件(閣条第六号) 外交防衛委員会に付託	
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 国土交通委員会に付託 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二六〇号) 北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第二六一号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一五四号) 昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一五五号) 国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問主意書(吉田忠智君提出)(第一五六号) 集団的自衛権における海外派兵に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一五七号) 集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一五八号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 防衛省設置法等の一部を改正する法律 同日議長は、二日のフェルナンド・ラサマ・デ・アラウジョ前東ティモール民主共和国国民議会議長の逝去に際し、ヴィセンテ・ダ・シルバ・グテレス同国民議会議長宛ての弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、八日のチャ・シム・カンボジア王国上院議長に際し、サイ・チュム同国上院議長宛て弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、九日のサイ・チュム・カンボジア王国上院議長就任に際し、同議長宛て祝辞を発送した。	昨日十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 島村 大君 補欠 岸 宏一君 石井 芳文君 補欠 世耕 弘成君 総務委員 宇都 隆史君 補欠 石井 正弘君 世耕 弘成君 補欠 福山 哲郎君 野田 国義君 外交防衛委員 石井 正弘君 補欠 宇都 隆史君 福山 哲郎君 補欠 野田 国義君 厚生労働委員 岸 宏一君 補欠 島村 大君 経済産業委員 小林 正夫君 補欠 浜野 喜史君 環境委員 山田 修路君 補欠 山谷えり子君 行政監視委員 山田 修路君 補欠 山田 修路君	同日議長は、八日のチャ・シム・カンボジア王国上院議長に際し、サイ・チュム同国上院議長宛て弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、九日のサイ・チュム・カンボジア王国上院議長就任に際し、同議長宛て祝辞を発送した。	
昨日十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 島村 大君 補欠 岸 宏一君 石井 芳文君 補欠 世耕 弘成君 総務委員 宇都 隆史君 補欠 石井 正弘君 世耕 弘成君 補欠 福山 哲郎君 野田 国義君 外交防衛委員 石井 正弘君 補欠 宇都 隆史君 福山 哲郎君 補欠 野田 国義君 厚生労働委員 岸 宏一君 補欠 島村 大君 経済産業委員 小林 正夫君 補欠 浜野 喜史君 環境委員 山田 修路君 補欠 山谷えり子君 行政監視委員 山田 修路君 補欠 山田 修路君	同日議長は、八日のチャ・シム・カンボジア王国上院議長に際し、サイ・チュム同国上院議長宛て弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、九日のサイ・チュム・カンボジア王国上院議長就任に際し、同議長宛て祝辞を発送した。	同日議長は、八日のチャ・シム・カンボジア王国上院議長に際し、サイ・チュム同国上院議長宛て弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、九日のサイ・チュム・カンボジア王国上院議長就任に際し、同議長宛て祝辞を発送した。	同日議長は、八日のチャ・シム・カンボジア王国上院議長に際し、サイ・チュム同国上院議長宛て弔意表明の書簡を発送した。 同日議長は、九日のサイ・チュム・カンボジア王国上院議長就任に際し、同議長宛て祝辞を発送した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

(閣法第三六号) 審査報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「漏れた年金問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書(藤未健三君提出(第一六二号))

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律

審査報告書

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十一日

環境委員長 島尻安伊子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約の確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画については、関係行政機関の一層の連携の下、地方公共団体及び関係事業者等の意見を十分反映した上で早期に策定するとともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する措置を総合的かつ一体的に推進すること。また、その実効性を中長期的に担保していくため、適時適切に計画の見直しを行うこと。

二、水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収・処理が確実に行われるようにするため、国は回収等の枠組みの構築に積極的に関与すること。その際、財政的支援を含め市町村等の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。また、水銀使用製品の製造・輸入者に対し、製品を製造・輸入した責任を踏まえ積極的に回収を促す等の措置を講ずること。

三、廃金属水銀等の長期管理については、国民の安全と安心を確保するため、水銀の安定化技術及び処分技術に関する調査研究を継続的に推進すること。また、国が積極的に関与すること。

四、水銀による環境の汚染を防止するためには水銀に関する正しい知識が重要であることに鑑み、官民一体となつてその知識の普及啓発に取り組むこと。

五、退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組みを早期に構築、実施すること。

六、我が国から輸出される水銀等が、途上国における零細小規模金採掘などに使用されることによつて健康被害や環境汚染を引き起こすことを防止するため、最終用途や最終需要者を厳格に確認するなど水銀等の輸出入管理を徹底し、実効性ある枠組みを構築すること。

七、水俣病の経験と教訓を踏まえ、国際的な水銀対策を牽引すべき我が国は、水銀を多く使用・排出している途上国の水銀に関する水俣条約への参加を促進するため、能力形成及び技術援助等の支援により貢献していくこと。また、我が国の優れた水銀の使用・排出低減技術やリサイクルシステム等の水銀管理技術の海外展開を図っていくための体制を構築し、世界的な水銀使用の低減に寄与していくこと。

八、鉛、カドミウム等の水銀以外の有害重金属についても、その環境リスクの削減に向け、国際的な動向を注視しつつ、我が国の知見と経験を生かして、関係行政機関と連携の下、積極的な国際貢献を図ること。

右決議する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
水銀による環境の汚染の防止に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(第三条)

第三章 水銀鉱の掘採の禁止(第四条)

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置
(第五条―第十八条)

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置
(第十九条)

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止(第二十条)

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置(第二十一条・第二十二条)

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置
(第二十三条・第二十四条)

第九章 雑則(第二十五条―第三十条)

第十章 罰則(第三十一条―第三十五条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等(水銀及びその化合物をいう。以下同じ。)の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水

銀使用製品とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約の確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 水銀鉱の掘採の禁止

第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置

（特定水銀使用製品の製造の禁止）

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）が、同項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。）に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

（欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十条の規定により前条第一項の許可を取

り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）

第八条 主務大臣は、第六条第一項の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（変更の許可等）

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

（承継）

第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合に

において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（特定水銀使用製品の使用の制限）

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

（新用途水銀使用製品の製造等の基本原則）

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品（以下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならない。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価）

第十四条 新用途水銀使用製品（新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であつて、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。）の製造等を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうか

について、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならない。

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行うとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

(新用途水銀使用製品に係る届出)

第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者(以下「新用途水銀使用製品届出者」という。)に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な届告をすることができる。この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(国の責務)

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第十七条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を

行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するように努めなければならない。

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

(貯蔵の指針等)

第二十一条 主務大臣は、水銀等(その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの)に限り、水銀含有再生资源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。)を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な届告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による届告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十二条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

第八章 水銀含有再生资源の管理に関する措置

(管理の指針等)

第二十三条 主務大臣は、水銀含有再生资源を管理する者(以下「水銀含有再生资源管理者」という。)がその管理に係る水銀含有再生资源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生资源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生资源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な届告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による届告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

(管理に関する報告)

第二十四条 水銀含有再生资源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生资源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生资源管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生资源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第二十七条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生资源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製

使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(鉱業法の一部改正)

第五条 鉱業法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「水銀鉱」を削る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に鉱業法第二十一条第一項の規定により設定された水銀鉱の掘採に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、附則第二条の規定により水銀鉱を掘採する者については、同条に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前条の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に鉱業法第二十一条第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の出願は、されなかつたものとみなす。

(鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十一日

環境委員長 島尻安伊子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水銀に関する水俣条約的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設の遵守を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水銀に関する水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、要排出抑制施設の設置者の自主的取組のみならず、実効的な水銀等の大気中への排出抑制策となるよう、中央環境審議会等の評価を踏まえ必要な措置を講ずること。

二、水銀等の大気中への実効的な排出抑制を実現するため、事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況に大幅な変化が見込まれる場合には、臨機応変に排出規制・排出抑制措置が講じられるよう、制度の在り方について検討すること。

三、国が水銀等の大気中への排出状況を把握することは、水銀に関する水俣条約で規定される目標の作成においても必要不可欠なものであること。

とに鑑み、事業者が水銀等の大気中への排出状況の報告を求めるための実効ある枠組みを構築すること。また、水銀の大気排出に関する目録の精度の維持・向上に向けて、不断の検討を行うこと。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十五)」を「第二章の四 水銀等の排出の規制等(第十八条の二十一―第十八条の三十五)」に改める。

第一条中「規制し」の下に、「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制しを加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積を」を「堆積に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二を第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等(施策等の実施の指針)

第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

(排出基準)
第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水

銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(水銀排出施設の設置の届出)

第十八条の二十三 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水銀排出施設の種類の

四 水銀排出施設の構造

五 水銀排出施設の使用の方法

六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第十八条の二十四 一の施設が水銀排出施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)であつて水銀等を大気中に排出するものは、当該施設が水銀排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(水銀排出施設の構造等の変更の届出)

第十八条の二十五 第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出した者は、その届出に係る第十八条の二十三第一項第四号から

第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十八条の二十三第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十八条の二十六 都道府県知事は、第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十二の排出基準(以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十八条の二十三第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十八条の二十七 第十八条の二十三第一項の規定による届出をした者又は第十八条の二十五第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十八条の二十八 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者(以下「水銀排出者」という。)は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善勧告等及び改善命令等)

第十八条の二十九 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出における水銀濃度が

排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(水銀濃度の測定)

第十八条の三十 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(準用)

第十八条の三十一 第十条第二項の規定は、第十八条の二十七の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十四第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十二 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設(水銀排出施設を除く。)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの(以下この条において「要排出抑制施設」という。)を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を

測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の三十三 前条に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。

(国の施策)

第十八条の三十四 国は、我が国における水銀等の大気中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること、水銀等の大気中への排出の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、その成果の普及を図ることその他の水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の三十五 地方公共団体は、事業者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、水銀等の大気中への排出の抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは」を「解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」に改め、「施工する者」の下に「若しくは水銀排出施設を設置している者」を、「特定粉じん排出等作業の状況」の下に「水銀排出施設の状態」を加え、「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を「解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施

設を設置している者の工場若しくは事業場に、「建築物等その他の」を「建築物等、水銀排出施設その他の」に改める。

第二十七条第一項中「又は特定粉じん発生施設を」、「特定粉じん発生施設又は水銀排出施設」に、「又は特定粉じん」を、「特定粉じん又は水銀等」に、「又は第十八条の十三第二項」を、「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に、「又は第十八条の十三第二項」を、「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「並びに第十八条の六から第十八条の九まで」を、「第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十三から第十八条の二十七まで」に改め、同条第二項中「又は第十八条の十三第二項」を、「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「又は第十八条の六」を、「第十八条の六、第十八条の二十三又は第十八条の二十五」に改め、同条第三項中「又は第十八条の八」を、「第十八条の八又は第十八条の二十六」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に又は第十八条の二十九第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん排出等作業」を、「特定粉じん排出等作業若しくは水銀排出施設」に、「若しくは粉じん」を、「粉じん若しくは水銀等」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十九」の下に、「第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項を加え、同条第二号中「及び第十五条の第二項」を、「第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項」に改める。

第二十九条中「又は特定粉じん」を、「特定粉じん又は水銀等」に改める。

第三十条中「揮発性有機化合物」の下に、「水銀等」を、「関する研究の下に「及び国際協力」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「条例」を「水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大気中への排出に關し、並びに水銀排出施設以外の大気中へ排出する施設について、その施設に係る水銀等の大気中への排出に關し、条例」に改める。

第三十三条中「又は第十八条の十一」を、「第十八条の十一、第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」に改める。

第三十四条第一号中「又は第十八条の十五第一項」を、「第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」に改める。

第三十五条第一号中「又は第十八条の七第一項」を、「第十八条の七第一項又は第十八条の二十四第一項」に改め、同条第二号中「又は第十八条の九」を、「第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同条第三号中「第十八条の下に「又は第十八条の三十」を加える。

第三十六条中「前四条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第三十七条中「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改める。

附 則

第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の十二第二項第三号中「第二条第四項」を「第二条第十六項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に關する法律の一部改正)

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

投票者氏名

日程第一 水銀による環境の汚染の防止に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 大氣汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三四名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井 みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イッセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀友一郎君	上月 良祐君

鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
山本 昭子君
島田 三郎君
末松 信介君
関口 昌一君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中原 八一君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏榮君
宮沢 洋一君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山本 順三君
吉田 博美君
脇 雅史君
渡邊 美樹君

佐藤 信秋君
酒井 庸行君
島尻安伊子君
島村 大君
世耕 弘成君
伊達 忠一君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
藤井 基之君
古川 俊治君
堀内 恒夫君
牧野たかお君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮本 周司君
森屋 宏君
山崎 力君
山田 修路君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
若林 健太君
渡辺 猛之君
足立 信也君

相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大久保 勉君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 洋一君	神本美恵子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤本 祐司君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	東 徹君

反対者氏名

小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	アノ下才猪木君
井上 義行君	行田 邦子君
田中 茂君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
江口 克彦君	中野 正志君
中山 恭子君	浜田 和幸君
松沢 成文君	和田 政宗君
中西 健治君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
福島みづほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	主演 了君
谷 亮子君	山本 太郎君
荒井 広幸君	平野 達男君
糸数 慶子君	興石 東君

○名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一八円 一〇円